省　令

○総務省令第八号

総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）及び総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）を実施するため、並びに同令第百三十四条第三項の規定に基づき、総務省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年二月九日

総務大臣　川端　達夫

総務省組織規則の一部を改正する省令

総務省組織規則（平成十三年総務省令第一号）の一部を次のように改正する。

附則第十条の次に次の一条を加える。

（行政評価局総務課地方業務室の所掌事務の特例）

第十条の二　復興庁が廃止されるまでの間、第十八条第一項第一号イの規定の適用については、「各府省」とあるのは「各府省及び復興庁」と、「及び内閣府設置法」とあるのは「、内閣府設置法」と、「第五条第二項」とあるのは「第五条第二項及び復興庁設置法（平成二十三年法律第百二十五号）第五条第二項」とする。

附則第十八条の次に次の二条を加える。

（管区行政評価局等の所掌事務の特例）

第十八条の二　復興庁が廃止されるまでの間、第二百三十三条第二項第一号の規定の適用については、「各府省」とあるのは、「各府省及び復興庁」とする。

（管区行政評価局等の第二部等の所掌事務の特例）

第十八条の三　復興庁が廃止されるまでの間、第二百三十四条の規定の適用については、「並びに」とあるのは、「、復興庁並びに」とする。

附則第二十条の次に次の一条を加える。

（管区行政評価局等の第一部等の管理官の所掌事務の特例）

第二十条の二　復興庁が廃止されるまでの間、第二百四十七条第二号イの規定の適用については、「各府省」とあるのは、「各府省及び復興庁」とする。

附則第二十二条の次に次の一条を加える。

（行政評価事務所の評価監視官の所掌事務の特例）

第二十二条の二　復興庁が廃止されるまでの間、第二百六十三条第一項第一号の規定の適用については、「各府省」とあるのは、「各府省及び復興庁」とする。

附則第二十三条の次に次の一条を加える。

（沖縄行政評価事務所の評価監視官の所掌事務の特例）

第二十三条の二　復興庁が廃止されるまでの間、第二百七十条第一号の規定の適用については、「各府省」とあるのは、「各府省及び復興庁」とする。

附　則

この省令は、復興庁設置法（平成二十三年法律第百二十五号）の施行の日（平成二十四年二月十日）から施行する。

○国土交通省令第八号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第百五号）の一部の施行に伴い、建築基準法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年二月九日

国土交通大臣　前田　武志

建築基準法施行規則の一部を改正する省令

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）の一部を次のように改正する。

第一条の三第一項の表二(八十)の項中「(同法第五十三条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)」を削り、同表八十二の項中「第五十三条第一項」の下に「又は同条第二項において準用する同法第五十二条の二第二項」を加え、「許可を受けたことの確認に必要な図書」を「規定に適合していることを証する書面」に改める。

別紙中「建設大臣」を「国土交通大臣」に改める。

附　則

この省令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十四年四月一日）から施行する。

告　示

○財務省
農林水産省
経済産業省告示第一号

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第十七条第二項の規定に基づき、危機対応業務を行う営業所又は事務所の所在地を変更する届出があったので、同条第三項の規定に基づき、公示する。

平成二十四年二月九日

財務大臣　安住　淳
農林水産大臣　鹿野　道彦
経済産業大臣　枝野　幸男

1　株式会社商工組合中央金庫が危機対応業務を行う営業所又は事務所の所在地

(1)　変更事項

変更前	変更後
営業所又は事務所の名称：松本支店 郵便番号：390―0811 所在地：長野県松本市中央１―23―１ 電話番号：0263―35―6211	営業所又は事務所の名称：松本支店 郵便番号：390―0811 所在地：長野県松本市中央２―１―27 電話番号：0263―35―6211

(2)　変更年月日

平成24年４月23日

(3)　変更の理由

移転のため

○厚生労働省告示第四十八号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第七十七条の二第一項の規定に基づき、希少疾病用医薬品として次のものを指定したので、同条第二項の規定により公示する。

平成二十四年二月九日

厚生労働大臣　小宮山洋子

医薬品の名称	予定される効能、効果又は対象疾病	申請者の氏名又は名称及び住所	指定年月日
フェニル酪酸ナトリウム	尿素サイクル異常症	シミック株式会社　東京都品川区西五反田七丁目十番四号	平成二十三年七月十一日
カフェインクエン酸塩	早産・低出生体重児における原発性無呼吸（未熟児無呼吸発作）	ノーベルファーマ株式会社　東京都中央区日本橋小舟町十二番地十	平成二十三年八月八日
ruxolitinib	骨髄線維症	ノバルティスファーマ株式会社　東京都港区西麻布四丁目十七番三十号	平成二十三年九月八日
オファツムマブ（遺伝子組換え）	慢性リンパ性白血病	グラクソ・スミスクライン株式会社　東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目六番十五号	平成二十三年九月八日
テトラベナジン	ハンチントン病に伴う舞踏運動	アルフレッサファーマ株式会社　大阪府大阪市中央区石町二丁目二番九号	平成二十三年九月八日
リオシグアト	慢性血栓塞栓性肺高血圧症	バイエル薬品株式会社　大阪府大阪市北区梅田二丁目四番九号	平成二十三年九月八日
ヘミン	急性ポルフィリン症の発作	シミック株式会社　東京都品川区西五反田七丁目十番四号	平成二十三年九月八日